

意見書

平成15年5月22日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 103-0015

(ふりがな) 住所 とうきょうとちゅうおうく にほん ばしはこききちよう24 ばん1 ちよう
東京都中央区日本橋箱崎町24番1号

(ふりがな) 氏名 そふ と ばん く びーびーかぶしきがいしゃ
ソフトバンクBB株式会社
だいひようとりしまりやくしゃちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

「料金設定の在り方に関する研究会」報告書案に関し、別紙の通り意見を提出します。

(別紙)

この度、標記の件につきまして、このような意見提出の機会を設けて頂いたことに厚く御礼申し上げます。下記通り弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

1. 全体的なコメント

料金設定の在り方は電気通信市場の競争及びサービス内容に大きく影響し、事業者に限らず利用者に対しても重要であると考えて居ります。

本報告書案の提言通り、電気通信の健全な発達を考慮した上で、中継事業者及びIP電話事業者の競争促進による料金の低廉化・多様化の促進及び利用者の選択範囲の拡大を図り、結果として利用者利益に繋がると考えるため、本報告書案に賛成致します。

2. 中継接続について

我が国の固定電話発携帯電話着の料金設定は、音声伝送を行う電気通信事業者全体からみると、ごく限られた携帯電話事業者だけが設定を行っています。その結果として、料金、サービスについて利用者の不満が発生し、料金を支払う利用者の要望が携帯電話事業者のサービスに反映されていなかったのが実態です。

本報告書案のとおり、固定電話発携帯電話着における中継接続について、選択中継を導入し顧客を獲得・維持する事業者である中継事業者にも料金設定が可能となれば、事業者間の競争が生まれ、利用者側の選択範囲が広がり、料金の多様化・低廉化及びサービスの改善が期待できますので、早期に実施すべきであると考えます。

3. IP電話発携帯電話着について

(1) 競争促進の観点

顧客の獲得・維持はどんな事業者にとっても事業を継続するために不可欠です。

弊社はIP電話事業者として電話市場に新規参入したため、顧客の獲得・維持は事業を継続する上でなによりも重要な要素となっております。IP電話発携帯電話着の通話料金をIP電話事業者が設定することにより、IP電話事業者は単に料金を値下げし、顧客の獲得・維持の努力をするだけでなく、料金を支払う利用者の要望に配慮した最良のサービスを提供することができると考えます。そのことが利用者利益を生み、また、事業者の事業を拡大させるという市場の健全なる競争促進のために望ましいと考えますので、本報告書案に賛成致します。

(2) 利用者利益の観点

これまで、固定電話発携帯電話着の料金は携帯事業者が設定するため、利用者は自ら選択していない料金の支払い義務を負い、通話先の携帯事業者の特定が困難なまま利用せざる

を得ない状況が発生していました。また、接続サービスを提供する固定電話事業者については、接続そのものしか提供できず、結果として利用者利益の観点からデメリットとなっていました。

しかしながら、IP電話発固定電話着の料金設定をIP電話事業者が行う場合、サービス・料金のPRが積極的に行われ、利用者は複数の事業者からそれらを明白に選択することが可能となります。

これらのことから、IP電話発携帯電話着の料金設定をIP電話事業者が行えば、料金の低廉化、多様化並びに利用者の選択範囲が広がり、利用者利益に繋がることから「IP電話発携帯電話着の通話については、IP電話事業者側が料金設定すべきである」という本報告書案の提言に賛成致します。

(3) 電気通信の健全な発達の見点

弊社のIP電話サービスは主にDSL、FTTHを利用した加入者宅からIP電話交換機まで直接接続を行いNTTの電話交換機を介さないいわゆる直収接続を行っています。これは昨年、総務大臣殿の裁定が行われた直収発携帯電話着の接続形態と同様であるため、報告書案の提言通りIP電話サービスの普及促進のためにIP電話事業者が料金設定を行うことが適切であると考えます。

(4) IP電話発携帯電話着の料金設定

これらの見点から、競争促進、利用者利益、電気通信の健全な発達などを勘案し、IP電話事業者が料金設定を行うことが適切であると考え、本報告書案に賛成致します。

以上